

富山県中学校体育連盟表彰規程

第1条 本規程は富山県中学校体育連盟（以下「県中体連」という）において功労者、優秀選手の表彰及び特別表彰に関するこ
とについて定めることを目的とする。

〈功労者表彰〉

第2条 功労者表彰の対象となるものは、次の各項いずれかに該当すると認められたものとする。

- 1 県中体連役員として、多年にわたり本連盟の発展に尽力し、その功労が顕著なもの。

(内規)

- A 会長、副会長、評議員、常務理事、専門部委員長、理事、地区主任、研究委員にあって5年以上在職したもの。

(表彰状)

- B 専門委員として10年以上在職し、運動部指導20年以上経過したもの (感謝状)

- C 会長、副会長、評議員、監事、研究部長、専門部長で教職から離れたもの (感謝状)

- 2 指導者として多年にわたり優秀なチームや選手の育成にあたり、その功績顕著なもの。

(内規)

- A 全国中学校体育大会に優勝したチーム又は選手の指導者 (表彰状)

- B 北信越中学校総合競技大会等に団体の部では3回以上、個人の部では5回以上県代表となったチームや選手を育て、
且つ運動部指導10年以上経過した指導者 (表彰状)

- 3 上記1、2項に該当しないが、著しい功績が認められるもので、職務の都合上中学校の教育現場を離れたもの。

(感謝状)

第3条 受賞者は郡市、地区、競技専門部、研究部より推薦し、運動部活動研究協議会で選考決定する。

第4条 功労者表彰は、運動部活動研究大会又は適当なときに行うものとする。

第5条 功労者表彰（第2条1（内規）C 及び2（内規）A を除く）は1回限りとし、記念品を添える場合がある。

〈スポーツ表彰〉

第6条 スポーツ表彰は中学校在学中によく運動精神を身につけ、体育、スポーツの振興のため貢献したものを卒業にあたって
表彰するものとする。

(内規)

学校男女各1名（男女いずれかに該当なき場合、いずれか2名）について、当該校長より推薦のあった場合に行う。

〈特別表彰〉

第7条 特別表彰は次の事項に該当するものとする。副賞として記念品を添える場合がある。

- 1 全国中学校体育大会において入賞（3位以内）したチーム又は選手
- 2 北信越中学校総合競技大会において3年連続優勝したチーム
- 3 北信越中学校総合競技大会において連続優勝した選手

〈一般表彰〉

第8条 一般表彰は次の事項に該当するものとする。

- 1 全国中学校体育大会において優秀な成績を収めたチーム又は選手
- 2 北信越中学校総合競技大会において優勝したチーム又は選手
- 3 その他、顕著な成績を上げた学校、チーム又は選手については運動部活動研究協議会で審議議決する。

附 則

この規定は、昭和60年4月1日に改正、施行する。

昭和63年4月1日改正、同日から施行する。

平成2年2月1日一部改正、同日から施行する。

平成9年2月1日一部改正、同日から施行する。

平成10年4月1日一部改正、同日から施行する。

平成14年4月1日一部改正、同日から施行する。

平成20年4月1日一部改正、同日から施行する。